

信玄公祭りあり方検討業務委託仕様書

1 業務名

信玄公祭りあり方検討業務

2 目的

昭和45年から始まった「信玄公祭り」は、甲冑武者の最大集合記録としてギネスブックに世界記録認定された「甲州軍団出陣」を核としつつ、毎年検討を重ねながら新しい取り組みを取り入れて実施され、本県における春の代表的な集客イベントとして実施しており、毎年約20万人以上の観光客が訪れている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、令和2年、3年と延期を繰り返し、令和4年度も春の開催を秋に見送っている。

このため、Withコロナ・Afterコロナ時代に対応し、また、令和5年度は第50回の開催となり、信玄公の生誕500年を機に全県一体となって盛り上がる、県民参加型の新しい祭りの実現に向け、多角的な観点から、調査、分析及び検討を行ったうえで、有識者の意見を踏まえ、新たな時代の信玄公祭りのあり方を提案することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和4年12月23日（金）まで

4 業務内容

(1) 調査、分析及び検討の実施

上記目的である新しい祭りの実現に向け、信玄公祭りの現状分析、課題抽出及び課題の解決方法について調査、分析及び検討を行うこと。

(2) 検討会の運営及び提案書の作成

新たな時代の信玄公祭りのあり方を提案するため、委託者と調整しながらイベントディレクター、経営コンサルタント等の有識者3名を選定して、次のとおり検討会の運営を3回以上行い、提案書を作成する。

第1回 (1)の結果等を基に目指すべき方向性について意見徴収

第2回 第1回の検討結果を踏まえた対応案に対する意見徴収

第3回 第2回の意見を踏まえ、新たな時代の信玄公祭りのあり方をまとめた提案書を作成

なお、業務の実施にあたっては、委託者と協議を行いながら進めること。

5 実施体制等

本件委託業務全体の運営を管理する責任者を1名配置すること。

本件委託業務について業務主任担当者を1名配置し、県と随時連絡が取れる体制とすること。

6 報告

(1) 中間報告書の提出

受託者は、調査・分析結果をまとめた中間報告書を令和4年9月16日（金）までに、委託者へ提出するものとする（別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。）。

(2) 完了報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に4事業内容で行った中間報告書と提案書をまとめた完了報告書を委託者へ提出するものとする（別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。）。

(3) その他の報告業務

受託者は、委託者から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りではない。

8 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

9 特記事項

(1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守す

- るほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者に連絡すること。
 - (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに委託者に報告すること。
 - (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を委託者に報告し、応急措置を加えた後、書面により委託者に報告すること。
 - (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。
 - (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し委託者に提出すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。